

# CASE 03

## 第三者(新規就農者)に継承

### 継承前の状況

- \* 施設野菜を経営。「農業にも定年を」が持論。
- \* 自分で決めていた定年間近の**60代**になり、「親族の誰かが引き受けくれるはず」と**親族全員に話をしたところ、誰も農業を継がない**ことが判明。**廃業するか他の方へ継承するのかを検討開始。**



### 継承プロセス

#### ①準備段階

- ◎これまで培ってきた野菜の**生産技術を次世代に引き継ぎたい意欲**があり、**廃業時に費用**(ハウス等の撤去費用)が**数百万円**かかることがわかったため、**後継者を探すことを決断**。
- ◎知人が紹介した**就農希望者を研修生として雇用**。真面目な人柄や手先が器用である**資質を見込んで、継承を決意**。

#### ②経営継承計画の策定

- ◎2年間の**研修期間に技術指導や取引先**(販売先、資材会社など)への**引継ぎ**などを中心とした経営継承計画を策定。

#### ③経営継承の実行

- ◎**資産の継承は、普及指導センターや税理士と相談の結果、継承者の資金負担が少ない方法を選択**。
  - ▶ 農地、施設・機械は使用貸借契約を締結し、後継者に使用賃借。(農地は地域の標準的な地代、施設・機械は減価償却費相当額)
  - ▶ 商号、販売先、アルバイトの雇用は引き継ぐ。
- ◎研修期間終了時に、**継承を実施**。

### 活用できる支援策



#### <資産等の評価>

機械メーカー等に依頼し、客観的な資産の評価額や撤去費用を算出しておくと継承の検討がスムーズになります。

#### <人・農地プラン>

話し合いを通じ、認定新規就農者も含め地域における農業においての中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(「中核経営体」といいます)が明確になります。

ご自身の農地をその方々に引き継げるのか、外部の担い手に依頼するのか等も話し合えます。[→P10をご参照ください。]

#### <農業次世代人材投資事業(経営開始型)>

人・農地プランに位置付けられている認定新規就農者などであれば、親族の農業経営に従業員として就農し、5年以内に経営を継承する場合など一定の要件を満たしたとき、就農直後の経営確立に向けた支援(年間150万円、最長5年間交付)を受けられます。

#### <農の雇用事業>

新法人設立支援タイプは第三者への経営継承にも活用できます。

\*具体的には移譲希望者が就農希望者に経営を継承し、新たな農業法人を設立するために実施する研修に対して支援(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)を受けられます。



★ 継承後は後継者が積極的に事業を進め、**施設野菜の規模拡大**に取り組む。  
また、地域内の他の農業者にも信頼を得て、**共同で野菜の販売会社を設立**。

# CASE 04



## 第三者(地域の担い手)に継承

### 継承前の状況

- \* 稲作を主体に父親(67歳)が経営。後継者として当てにしていた長男(38歳)から、「家族とも相談したのだが、今の仕事を続ける」との意思表示。
- \* 他の親族も農業を継ぐ意思がないことを確認。
- \* 農業を続ける方法を模索したが、自分の代で農業はやめることとし、所有している農地等を今後どうしていくのか検討を開始。



### 継承プロセス

#### ①準備段階

- ◎ 親族への経営継承は断念し、農地、機械・施設、従業員(パート2名)などの資産をまとめて第三者(地域の担い手)へ引き継ぐことを検討。
- ◎ 地域の担い手である農業法人の経営者とは旧知の仲で、その経営理念も賛同できるものであったため、資産の引継ぎを打診し、快諾を得た。

#### ②経営継承計画の策定

- ◎ 農業法人の経営者と話し合って、法人が必要な農業用機械などの選別、取引先の情報などの継承資産を整理。
- ◎ 農業法人が資産を継承するための資金計画を踏まえて経営継承計画を策定。

#### ③経営継承の実行

- ◎ 経営継承計画どおりに資産を継承。
  - ▶ 農地は、引き続き自己所有することとし、農地中間管理機構を通じて農業法人に貸借。
  - ▶ 農業用機械は、中古市場で売却。残存耐用年数が長かったトラクターは、農業法人から譲渡の要望があったため、時価相当額で有償譲渡。

### 活用できる支援策



#### <人・農地プラン>

地域の未来の設計図である「人・農地プラン」の策定に向けた地域の話合いに参加してください。

話合いを通じ地域の農地利用を担う人が明確になります。ご自身の農地をその方に引き継げるのか、外部の担い手に依頼するのか等も話し合えます。

[→P10をご参照ください。]

★ 継承後は、農業用水路の清掃や草刈など農村地域の維持活動に積極的に参加するとともに、短期的に作業が必要な場合は受託するなど法人の取組をサポート。

